

ひょうごプレミアム芸術デー広報業務委託仕様書

第1 業務の名称

ひょうごプレミアム芸術デー広報業務

第2 業務の目的

誰もが芸術文化に親しみ、より身近に感じられる機会を提供するため、兵庫県発足の日である7月12日を中心とした1週間を「ひょうごプレミアム芸術デー」と位置づけ、芸術文化施設において無料開放や無料イベントを実施する。特に10～20代の若年層や30～40代の子育て世代をメインターゲットとした情報発信により、参加者数の増加を図る。

第3 業務の内訳

- 1 ポスター、タブロイドの制作・発送
- 2 WEBサイト更新・運用
- 3 SNS等による発信

第4 業務の概要

本事業の目的達成に向けた戦略とそれに基づく手法について提案し、委託者と協議して実施する。なお、下記1～3以外で効果的な手法があれば、その媒体や効果等、具体的な内容について提案を求める。

1 ポスター、タブロイドの制作・発送

ひょうごプレミアム芸術デーの実施に係る広報用ポスター、タブロイドのデザインを作成し、印刷及び発送を行う。

(1) 印刷物仕様

ア ポスター

- (ア) 部 数：800部
- (イ) サイズ：B2
- (ウ) 刷り色：フルカラー
- (エ) 紙 質：コート紙(135kg)
- (オ) 原 稿：レイアウト、デザイン、校正を含む

イ タブロイド

- (ア) 部 数：25,000部
- (イ) サイズ：タブロイド判 8面
- (ウ) 刷り色：フルカラー
- (エ) 紙 質：コート紙(57kg)
- (オ) 原 稿：レイアウト、デザイン、校正を含む

(2) 業務内容

ア ポスターの制作

- (ア) 兵庫県が考える構成を元にデザインを作成する。
- (イ) 兵庫県及びポスターに掲載される参加施設へ原稿内容を確認のうえ、校正は2回、色校正は1回とする。ただし、修正が発生した場合は随時対応するものとする。
- (ウ) 使用する写真は当課から提供する。

イ タブロイドの制作

- (ア) 兵庫県が考える構成を元にデザインを作成する。
- (イ) 魅力的な施設をいくつかピックアップした、特集的な位置づけのページを制作する。
- (ウ) 参加施設のリストに掲載する。参加施設ごとに写真と基礎情報の掲載を基本とするが、全参加施設を均等に扱わずメリハリをつけた編集を行う。
- (エ) 兵庫県及び参加施設へ原稿内容を確認のうえ、校正は2回、色校正は1回とする。ただし、修正が発生した場合は随時対応するものとする。
- (オ) 使用する写真は当課から提供する。

ウ ポスター、タブロイドの発送

- (ア) 当課より提供する送付先リストにポスター及びタブロイドを送付する。なお、効果的な掲示・配架場所等あれば提案すること。
- (イ) 説明資料 (A4) 1枚を同封する。

2 WEBサイトの更新・運用・作成

既存のひょうごプレミアム芸術デーの専用WEBサイトを元にデザインの作成、サイト内ページを年度更新し、運用する。

令和8年夏に実施を予定している「プレミアムスポーツサマー」※について、WEBサイト上でイベント情報等の条件検索を行えるようにするため、両事業共通のWEBサイトTOPページのデザインの作成、「プレミアムスポーツサマー」の専用ページを既存のひょうごプレミアム芸術デー専用WEBサイトに準じた内容（構築要件、構成要素、CMS機能要件等）で新規に作成すること。

(参考)ひょうごプレミアム芸術デー2025特設サイト<https://hyogo-premium-day.jp/>

※プレミアムスポーツサマーについて

- ・概要：夏休みに子供たちのスポーツ体験機会を確保するために、スポーツ体験イベントの情報を集約し、一元的に情報発信するとともに、県内3か所で複数競技の無料体験教室を開催
- ・依頼内容：①県内スポーツ体験イベントの情報発信
県内各地で開催される様々なスポーツ体験イベント（100～200を想定）の情報をWEBサイトで集約し、情報発信
②プレミアムイベントの情報発信
夏休み期間中の小学生対象無料体験イベント(キャッチボール等の基礎的な運動などを神戸、姫路、豊岡で実施予定)をWEBサイトで情報発信
- ・担当課：兵庫県県民生活部文化スポーツ局スポーツ振興課スポーツコミッション準備班

- ・現在使用中のドメイン（エックスサーバーにて管理）を継続利用するため、必要な移管手続きおよび運用設定を行うこと。
- ・既存サイトはWordPressで構築されており、これを引き続き使用するが、項目を変更する可能性があるため、その際は協議のうえ決定する。
- ・既存機能を拡張して、サイト内に「フリーワード検索機能」を追加すること。

(1) WEBサイトの更新

ア 基本方針

参加施設の紹介やイベントの情報等を写真とともに掲載する。また、情報を見やすく整理することにより、サイト閲覧者が情報を収集しやすくし、参加者の増加につなげる。

イ 業務内容

基本方針に基づき、必要な企画、提案を行ったうえで業務を行うこと。また、公開後に円滑な運用を継続できるよう、必要な助言、提案を行うこと。

- (ア) サイト更新
 - (イ) 兵庫県が考える構成を元にデザインの作成
 - (ウ) アクセシビリティ対策（障害者、高齢者に優しい仕様）
 - (エ) レスポンシブWEBデザインの実装（スマホ・タブレットでも見やすく）
 - (オ) 閲覧促進を目的としたコンテンツの提案及び、それらのコンテンツを掲載することを目的としたホームページの構成
 - (カ) 各種ドキュメントなど成果物の作成
 - (キ) 研修の実施（マニュアル作成及び操作研修会（1回）の実施）
 - (ク) 公開後の運用支援

(2) WEBサイトで利用するレンタルサーバーの調達

WEBサイトの運用用途で利用するレンタルサーバーの調達とドメインの設定を行う。維持費用については受託者が負担するものとする。選定するレンタルサーバーは下記要件を満たすこと。

ア サービス要件

- (ア) OS及びミドルウェアは、特定技術に依存しない汎用的な製品を使用すること。
- (イ) サーバーへのアクセス件数や申込等が増加した場合においても、機器の増設や負荷分散によるレスポンスの改善など、将来的な拡張が可能な構成にすること。
- (ウ) 発注者が所有する情報資産の機密性（権限のない者への情報資産の提供を防止する措置）、完全性（情報資産の改ざん、破壊等による被害を防止する措置）、可用性（権限のある者にいつでも情報資産の利用を可能にする措置）を確保した運用を可能とすること。

イ 選定要件

本システムに用いるレンタルサーバーの選定条件として次の要件を満たすこと。

- (ア) 日本国内にサーバー設置場所があること。
- (イ) 24時間365日の監視体制が行われていること。
- (ウ) ウェブサイトが快適に稼働するよう必要なメモリや記憶容量を確保すること。

ウ 性能要件

- (ア) 同時アクセスが発生した場合においても、業務に支障を与えない十分な性能を確保するものとする。
- (イ) 今後データが増大することが想定されるが、安定した性能を得られるようにする。

(3) 運用保守業務

納品日以降、令和9年3月31日まで、運用保守業務を行うこと。

ア ヘルプデスク

運用担当者からの技術的な問い合わせに対応すること。

イ WEBサービス維持対応

レンタルサーバーの支払いを行うこと。また、次年度以降も継続ができるようにしておくこと。

ウ 契約終了後の移行

制作したWEBサイトは、受託者との契約終了後も本県が指定するサーバーへ移行できるものとする。また、契約変更やサーバー変更の事由などにより、ドメイン引継ぎが生じた場合も、管理者移行できるものとし、必要に応じて手続を行うこと。

(4) 公開作業及び教育

ア 公開作業

- (ア) 本システムの公開作業及び試験・調整を実施すること。
- (イ) 本システムの公開は当課が指定する日時で実施すること。
- (ウ) 導入・調整にあたっては、あらかじめスケジュールを提出し、これに従うこと。

イ 教育

担当者が本システムの操作を習得するために必要な教育を実施すること。

(5) 検収

仕様書の内容に合致した形で、ホームページが正しく機能するかテストを行い、当課の合意をもって本業務の検収とする。テスト時に使用した一時ファイル等の不要なファイル等は、受入テスト終了後、受託者において削除すること。

3 SNS等による発信

(1) 実施時期

事業実施1週間前から事業実施期間の中の1週間

(2) 配信ターゲット

10～40代の関西地域在住の男女

(3) 広告の内容

ア 10～20代

SNSへの投稿をしたくなるような体験ができる施設やイベント、デートなどカップルでの外出に適したような施設やイベントを重点的に紹介。

イ 30～40代

子育て中の夫婦が子供連れで楽しめるような施設やイベント、子育て世代に配慮した取り組みを重点的に紹介。

(4) 使用する媒体例

SNS広告：Instagram等

※その他、効果的な広告手段があれば提案すること。

※最終的な広告手法は、県と協議の上、決定すること。

第5 履行期間

1 ポスター、タブロイドの制作・発送

契約締結日から令和8年5月31日

2 WEBサイトの更新・運用

契約締結日から令和9年3月31日

(1) WEBサイトの更新

契約締結日から令和8年5月下旬の指定する日

(2) WEBサイトの運用保守

令和8年5月中～下旬の指定する日から令和9年3月31日

第6 納品

1 ポスター、タブロイドの制作・発送

指定したリストに令和8年5月31日までに発送すること。また、制作した現物、aiデータ及びPDFデータをUSBメモリに保存したものにより令和8年5月31日までに納品すること。タブロイドのPDFデータについては、ページごとに分けること。

2 WEBサイトの更新・運用

WEBサイトの公開は、令和8年5月中～下旬の指定する日までに行うこと。成果物については、書面・電子媒体とし、令和8年5月31日までに納品すること。書面での提出書類は、原則としてA4判とし日本語で記載すること。部数は、正1部及び副1部とし、電子媒体2部を併せて提出すること。原則として、ファイル形式は、当課で採用している読み書き可能な形式に合わせることを。

表1 納入成果物

開発作業 範疇	成果物 範疇	成果物名・内容説明
業務・機能設計 情報設計 ユーザインタフェース設計 画面・設計	基本設計書	要件定義書 各打合せ資料
開発	ソースコード	ソースコード一式
運用・保守	運用マニュアル 教育教材	マニュアル 運用操作研修用資料

(注) プログラムには、利用環境等を定義するファイル、コンテンツを含めること。

第7 再委託

受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委任してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性が分かる書面を委託者の書面により承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

第8 留意事項

1 著作権

制作物の著作権及び権限は、兵庫県に帰属するものとする。

2 委託者への損害賠償

受託者は、受託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により、委託者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

3 疑義等

仕様に定めのない事項、疑義が生じたときは、双方協議のうえ、決定すること。

第9 委託契約の締結

1 委託契約に関する事務は、委託者で行う。

2 契約条項は、委託者において示す。

3 契約の相手方となる受託者は、契約金額が200万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。

第10 契約の解除

1 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない又は支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。

2 上記1により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

第11 委託料の支払い

委託料の支払いは業務終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

令和8年度 ひょうごプレミアム芸術デー パンフレット・ポスター配布計画

1 配布時期 令和8年6月(予定)

2 配布先

	区分	箇所数	パンフレット		ポスター		配布方法	備考
			1館あたり	計	1館あたり	計		
参加施設 (15)	県立美術館	1	300	300	2	2	業者	
	人と自然の博物館	1	150	150	2	2	業者	
	歴史博物館	1	150	150	2	2	業者	
	考古博物館	1	150	150	2	2	業者	
	加西分館(古代鏡展示館)	1	100	100	2	2	業者	
	円山川公苑	1	100	100	2	2	業者	
	但馬牛博物館	1	100	100	2	2	業者	
	横尾忠則現代美術館	1	150	150	2	2	業者	
	兵庫陶芸美術館	1	150	150	2	2	業者	
	兵庫津ミュージアム	1	150	150	2	2	業者	
	芸術文化センター	1	150	150	2	2	業者	
	尼崎青少年創造劇場	1	150	150	2	2	業者	
	コウノトリの郷公園	1	100	100	2	2	業者	
	新宮晋 風のミュージアム	1	100	100	2	2	業者	
	木の殿堂	1	100	100	2	2	業者	
市町・民間施設	99	50	4,950	2	198	業者		
		114		7,050		228		
周知先	県内博物館・美術館等	146	10	1,460	0	0	業者	
	市民会館・ホール	115	10	1,150	0	0	業者	
	県内大学・短期大学	46	0	0	2	92	業者	
	特別支援学校	49	30	1,470	1	49	業者	
	障害者関係団体	17	個別	660	1	17	業者	
	児童館	178	40	7,120	1	178	業者	
	市町文化所管課(参加)	33	個別	720	1	36	業者	
	市町文化所管課(不参加)	8	10	80	1	8	業者	
		592		12,660		380		
県関係	県立高校	148	0	0	1	148	芸術文化課	学校：芸文課から直接送付 高校教育課：芸文課から依頼文を送付
	県民局	10	50	500	1	10	芸術文化課	芸文課から庁内便で送付
	県立施設	89	個別	1,200	0	0	芸術文化課	施設：芸文課から送付 施設所管課：芸文課から依頼文を送付
	芸術文化協会	1	200	200	1	1	芸術文化課	芸文課から送付
	県会議員	86	1	86	0	0	芸術文化課	直接ポスティング
	社会教育課	1	290	290	1	1	芸術文化課	芸文課から送付
	ユニバーサル推進課	1	10	10	1	1	芸術文化課	芸文課から送付
	広報広聴課	1	10	10	1	1	芸術文化課	芸文課から送付
		345		2,296		164		
予備	予備			2,994		28		
		1,051		25,000		800		
	うち業者発送分(施設あて)	706		19,710		608		